

犯罪被害遺児・交通遺児 激励金支給事業

県では、毎年5月5日の「こどもの日」に合わせて、激励金を贈っています。該当する方は連絡ください。

対象 次の全てを満たす方

- ▷①犯罪被害または②交通事故により、それまで生計を共にしていた父または母（すでに父母がなかった場合はそれに代わる方）を亡くした県内に居住する方
- ▷義務教育終了までの方および高等学校在学中（高等専門学校3年修了までの方、特別支援学校の高等部在学中の方を含む）で満20歳未満の方

※遺児となった後、養子縁組した方、もしくは父または母が再婚し生計を共にすることとなった方は除きます。
※①については、国の犯罪被害給付制度で遺族給付金の支給裁定がされていることが必要です。

激励金の額（1人あたり）

- ▷乳幼児・小学生＝15,000円
- ▷中学生＝20,000円
- ▷高校生など＝25,000円

※申請時から毎年支給。基準日は5月5日です。

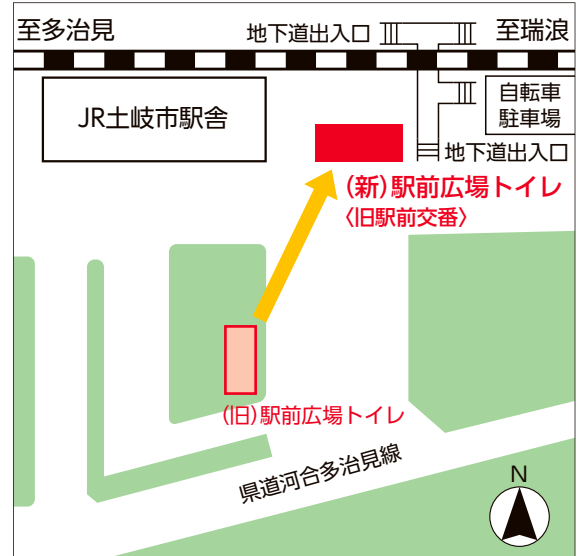
申込期限 3月6日(火)

- 申・問** 犯罪被害遺児激励金支給事業
…まちづくり推進課（内線186）
交通遺児激励金支給事業
…環境課（内線254）

駅前広場のトイレが 新しくなります

駅前広場整備事業の一環として、旧駅前交番があった場所（下図）に駅前広場トイレを新たに整備しました。待合スペースも併設しており2月5日(月)から利用できます。※現在の駅前広場トイレは取り壊します。

引き続き駅前広場整備のため、ご迷惑をお掛けしますがご協力をお願いします。



問 都市計画課（内線310）



不妊治療に掛かる費用を助成します

不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用外となる特定不妊治療（体外受精や顕微授精）と一般不妊治療（人工授精）に掛かる費用の一部を助成します。

■特定不妊治療

対象 次の全てに該当する方

- ▷岐阜県特定不妊治療費助成事業の申請をし、承認決定通知を受けた方
- ▷夫または妻のどちらかまたは両方が、治療の期間および申請日のいずれにおいても市内に住所を有する方

助成額

1回の治療につき、最大5万円（治療法によっては最大2万5千円）

申請期限 承認決定通知の日から3カ月後の月末
※例えば、決定通知日が平成29年11月5日の場合は、2月28日まで

■一般不妊治療

助成対象 平成29年3月～平成30年2月までの治療費

対象 次の全てに該当する方

- ▷夫または妻のどちらかまたは両方が、治療の期間および申請日のいずれにおいても市内に住所を有する方
- ▷夫婦の前年の所得（所得控除後）の合計額が730万円未満である方

助成額 1年度につき、最大5万円

申請期限 3月30日(金)

申請方法など詳細については
問い合わせまたは、市ホームページをご覧ください。



問 保健センター（☎52010）